

令和3年5月31日

自動車局整備課  
安全・環境基準課

## 「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体<sup>※1</sup>と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり<sup>※2</sup>、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

※1 別紙1に記載； ※2 強化月間…6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

### 1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- 政府広報ラジオ番組への出演。 ※JFN系全国38局ネットで放送予定
- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙5）の協力による、バス車両への広報横断幕の掲示。

### 2. 街頭検査の実施（強化月間中132回を計画）

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。 ※コロナウイルス感染症の状況により中止等の可能性有

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



フロントガラスへの指定外ステッカーの貼付



タイヤはみ出し車両

### 3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置し、窓口に通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキの送付

【問い合わせ先】自動車局整備課 藤埴・川崎・渡部（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）・03-5253-8599（直通）

自動車局安全・環境基準課 秋月・鈴木（排出ガス等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42523）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。

●不正改造防止推進協議会構成団体(順不同)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会  | 一般社団法人 全国自家用自動車協会      |
| 日本自動車車体整備協同組合連合会      | 一般社団法人 日本自動車連盟         |
| 全国自動車電装品整備商工組合連合会     | 一般財団法人 自動車検査登録情報協会     |
| 全国タイヤ商工協同組合連合会        | 一般社団法人 日本自動車会議所        |
| 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会   | 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会     |
| 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 | 一般社団法人 全国自動車標板協議会      |
| 日本自動車輸入組合             | 全国石油商業組合連合会            |
| 一般社団法人 日本自動車工業会       | 一般社団法人 自動車用品小売業協会      |
| 一般社団法人 日本自動車部品工業会     | 日本ウインドウ・フィルム工業会        |
| 一般社団法人 日本自動車車体工業会     | 日本自動車スポーツマフラー協会        |
| 公益社団法人 日本バス協会         | 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 |
| 公益社団法人 全日本トラック協会      | 一般社団法人 全国二輪車用品連合会      |
| 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 | 全国ディーゼルポンプ振興会連合会       |
| 一般社団法人 日本陸送協会         | 全国自動車大学校・整備専門学校協会      |
| 全日本自動車部品卸商協同組合        | 全国自動車短期大学協会            |
| 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会     | 全国オートバイ協同組合連合会         |
| 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会    |                        |

●後援

関係省庁

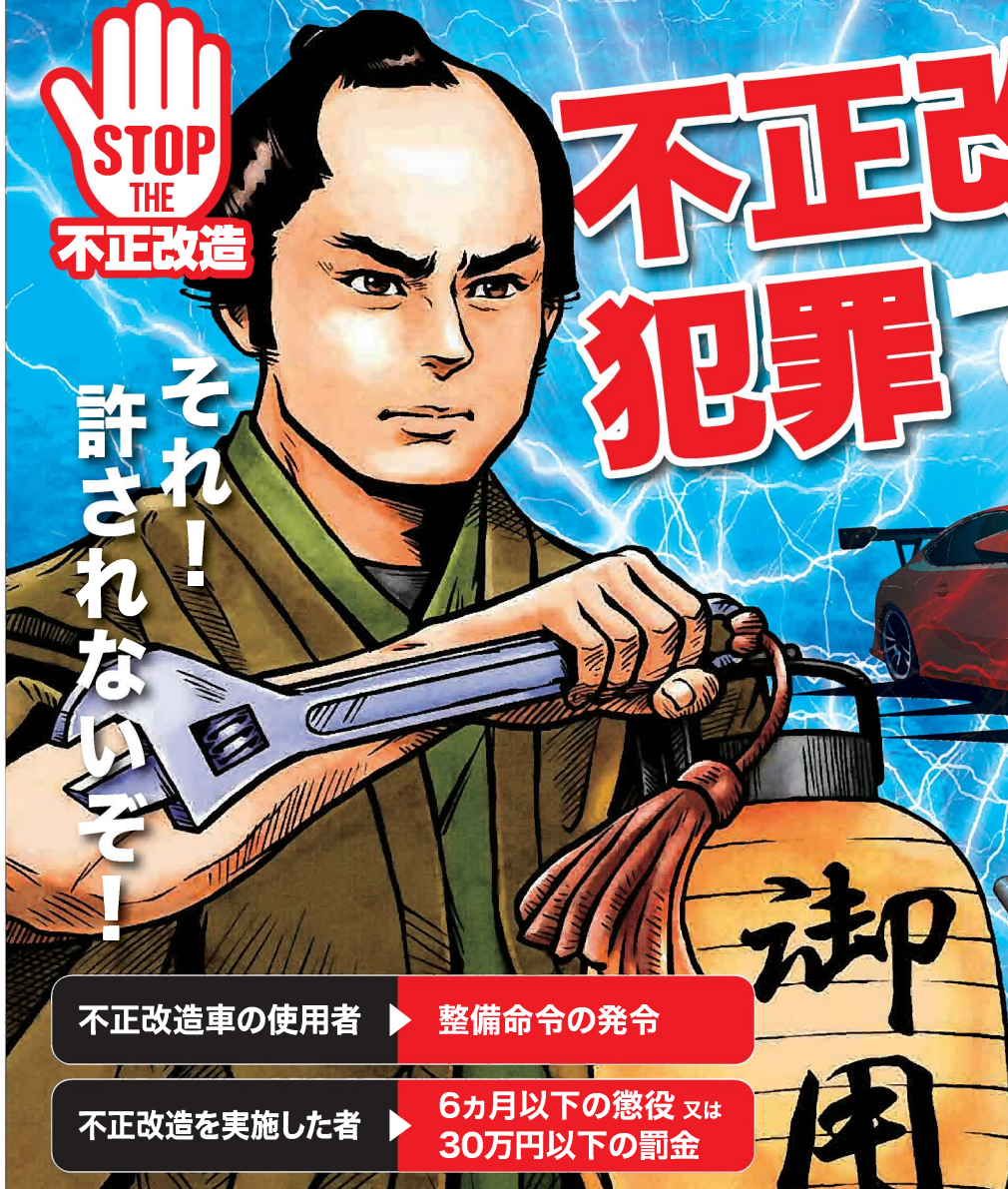
●協力機関

独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会



# 不正改造は犯罪です!!

それ！許されないぞ！



不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令

不正改造を実施した者 ▶ 6カ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金



## 不正改造車を排除する運動

このようは不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車連絡先

- |                      |                          |                      |
|----------------------|--------------------------|----------------------|
| 北海道運輸局 011-290-2752  | 中部運輸局(不正改造) 052-952-8042 | 四国運輸局 087-802-6783   |
| 東北運輸局 022-791-7534   | 中部運輸局(黒煙) 052-952-8044   | 九州運輸局 092-472-2537   |
| 北陸信越運輸局 025-285-9155 | 近畿運輸局 06-6949-6453       | 沖縄総合事務局 098-866-1837 |
| 関東運輸局 045-211-7254   | 中国運輸局 082-228-9142       |                      |

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会



# このような改造は不正改造です!!

1 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し



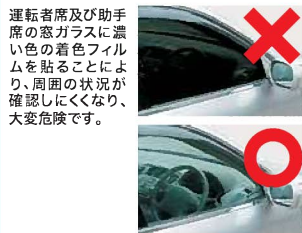
基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

2 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などに干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

3 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

4 基準外ウイングの取付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

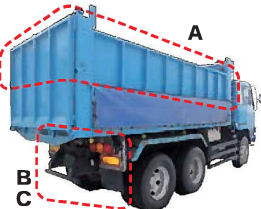
5 灯火類の灯光の色を変更クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け



制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取外し C. 大型後部反射器の取外し



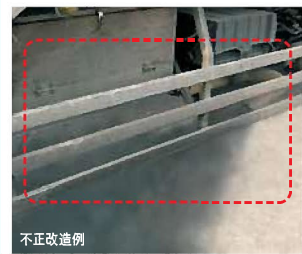
7 前面ガラス等への装飾板の装着



8 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



9 ディーゼル自動車が排出する黒煙



不正改造例



# 不正改造犯罪です!!

別紙3

許されぬぞ!



不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令

不正改造を実施した者 ▶ 6カ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

基準不適合マフラーの装着消音器の取り外し



運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



## 不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車部品整備工務組合連合会、全国タイヤ協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全日本ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸運協会、全日本自動車部品商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自動車協会連合会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会連所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標販協会、全日本石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本フットウェア・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルスポンジ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車連絡先

北海道運輸局 011-290-2752 中部運輸局[不正改造] 052-952-8042 四国運輸局 087-802-6783  
東北運輸局 022-791-7534 中部運輸局[黒煙] 052-952-8044 九州運輸局 092-472-2537  
北陸信越運輸局 025-285-9155 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄総合事務局 098-866-1837  
関東運輸局 045-211-7254 中国運輸局 082-228-9142

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから▶



www.tenken-seibi.com

# 不正改造等の主な事例

# クルマのチェックを忘れずに!

## 乗用車

### 消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

### 触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

### サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。(道路運送車両の保安基準第14条)

### 車幅灯

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)  
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。(道路運送車両の保安基準第34条)

### 基準外のウイング

○側方への翼形状を有していないこと。  
○確実に取り付けられていること。  
○鋭い突起がないこと。  
○その付近の最外側、最後端とならないこと。等(道路運送車両の保安基準第18条)

### 番号灯

○白色であること。(道路運送車両の保安基準第36条)

### 後退灯

○白色であること。(道路運送車両の保安基準第40条)

### 尾灯

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第37条)

### 制動灯

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第39条)

### 方向指示器

○橙色であること。  
○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)

### 後部反射器

○赤色であること。(道路運送車両の保安基準第38条)

## 二輪車

### 消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

### 触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

## 乗用車・貨物車共通

### シートベルトリマインダーの不正解除

○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

### 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付は不可。  
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。(道路運送車両の保安基準第29条)

### バックミラー

○鋭利な突起がないこと。  
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

### 警音器

○音が自動的に断続するものは不可。  
○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができないものは不可。(道路運送車両の保安基準第43条)

### 前部霧灯

○白色又は淡黄色であること。○同時に3個以上点灯しないこと。(道路運送車両の保安基準第33条)

### その他の灯火(ディライト)

○赤色でないこと。○光度300cd以下であること。○点滅しないこと。(道路運送車両の保安基準第42条)

### タイヤ

○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。(道路運送車両の保安基準第18条)

### 直前直左確認鏡

○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第44条)

### 不正な二次架装

○新規検査受検後に燃料タンクの増設。  
○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

### 速度抑制装置(スピードリミッター)

○自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。  
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。(道路運送車両の保安基準第8条)

### 突入防止装置

○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

### 大型後部反射器

○貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第38条の2)

## 貨物車

### 回転灯

○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。  
○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。(道路運送車両の保安基準第42条)

### ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。(道路運送車両の保安基準第31条)

### 巻き込み防止装置

○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

### ダンプ(土砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。  
○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。(道路運送車両の保安基準第27条)

大丈夫ですか? あなたのクルマ

不正改造は犯罪です!



# 交換用マフラーは 基準適合品を!

# 不正改造は犯罪です。



違法マフラー  
徹底排除  
強化中!

ネットで購入する際は  
安い方を買おうと  
要注意!

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令  
▶整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

# マフラー（消音器）に対する騒音対策

**適用時期** 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

## 1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



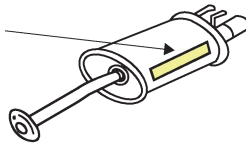
## 2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

### ① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等



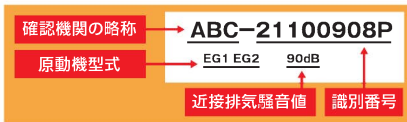
（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）



（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）



確認機関の略称のサンプル例



（第1種後付消音器の性能等確認済表示の例）

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

### ② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

● COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

● WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

**注意！**

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令  
▶ 整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 「不正改造車を排除する運動」強化月間における広報活動への協力事業者

県別	協力者数	協力事業者名
北海道	16	北海道中央バス株式会社、株式会社じょうてつ、札幌ばんけい株式会社、ジェイアール北海道バス株式会社、空知中央バス株式会社、函館バス株式会社、函館タクシー株式会社、有限会社大沼交通、道南バス株式会社、日交ハイヤー株式会社、沿岸バス株式会社、宗谷バス株式会社、士別軌道株式会社、十勝バス株式会社、北海道北見バス株式会社、阿寒バス株式会社
青森	4	八戸市交通部 旭ヶ丘営業所、下北交通株式会社、中里交通株式会社、有限会社 むつ車体工業
岩手	3	岩手県北自動車株式会社、株式会社 住田交通、三陸観光株式会社
宮城	6	仙台市交通局、新栄観光観光バス(株)、仙南交通(株)、グリーン観光バス(株)、愛子観光バス(株)、(株)ミヤコーバス
福島	1	新常磐交通株式会社
秋田	2	秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社
山形	2	山交バス株式会社、庄内交通株式会社
茨城	7	関東鉄道株式会社、茨城交通株式会社、茨城急行自動車株式会社、朝日自動車株式会社、関東観光バス株式会社、関東グリーンバス(株)、大利根交通自動車株式会社
栃木	4	関東自動車(株)、東武バス日光(株)、ジェイアールバス関東(株)、日光交通(株)
群馬	4	関東交通株式会社、日本中央バス株式会社、株式会社ボルテックスアーク、朝日自動車株式会社
埼玉	13	茨城急行自動車株式会社、株式会社 平成エンタープライズ、大和観光自動車株式会社、イーグルバス株式会社、国際興業株式会社、国際十王交通株式会社、朝日自動車株式会社、川越観光自動車株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスセントラル株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、茨城急行自動車(株)
千葉	17	京成バス(株)、小湊鉄道(株)、千葉交通(株)、日東交通(株)、東洋バス(株)、阪東自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、東京ベイシティ交通(株)、松戸新京成バス(株)、千葉内陸バス(株)、ちばフラワーバス(株)、ちばレインボーバス(株)、平和交通(株)、ちばシティバス(株)、ちばグリーンバス(株)、京成バスシステム(株)、千葉シーサイドバス(株)
東京	10	京王バス(株)、関東バス(株)、西武バス(株) 上石神井営業所、京浜急行バス(株)、京成バス(株)、西東京バス(株)、神奈川中央交通(株)、大島旅客自動車(株)、京成タウンバス(株)、株新日本観光自動車
神奈川	11	京浜急行バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎鶴見臨港バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス、株式会社フジエクスプレス、天台観光株式会社、川崎市交通局、富士急湘南バス株式会社
山梨	3	山梨交通株式会社、富士急バス株式会社、株式会社栄和交通
新潟	11	新潟交通株式会社、越後交通株式会社、頸城自動車株式会社、新潟交通観光バス株式会社、新潟交通佐渡株式会社、南越後観光バス株式会社、頸北観光バス株式会社、頸南バス株式会社、泉 観光バス株式会社、株式会社魚沼中央トランスポート、株式会社 サンライズカンパニー
長野	6	長電バス(株)、アルピコ交通(株)、信南交通(株)、おんたけ交通(株)、上田バス(株)、(株)関電アメニックス北アルプス交通
富山	3	エムアールテクノサービス株式会社、海王交通(株)、富山地方鉄道株式会社
石川	6	能登島交通、西日本ジェイアールバス株式会社 金沢営業所、北鉄奥能登バス株式会社、北鉄能登バス株式会社、加賀白山バス株式会社、北鉄金沢バス(株)
福井	3	京福バス株式会社、福井鉄道株式会社、大和交通株式会社
岐阜	11	岐阜乗合自動車株式会社、東濃鉄道株式会社、濃飛乗合自動車株式会社、南飛騨観光バス株式会社、有限会社長良観光バス、株式会社ごとう観光、名阪近鉄バス株式会社、北恵那交通株式会社、平和コーポレーション株式会社、株式会社白鳥交通、有限会社八幡観光バス
静岡	13	株式会社東海バス 熱海営業所、株式会社東海バス 伊東営業所、株式会社東海バス 下田営業所、株式会社東海バス 松崎営業所、株式会社東海バス 修善寺営業所、株式会社東海バス 沼津営業所、伊豆箱根バス株式会社 三島営業所、山梨交通株式会社、富士急シティバス株式会社、しずてつジャストライン株式会社、掛川バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社
三重	5	三重交通株式会社、三重急行自動車株式会社、三岐鉄道株式会社、八風バス株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社
滋賀	3	江若交通株式会社、滋賀バス株式会社、永源寺タクシー株式会社
大阪	6	近鉄バス株式会社、水間鉄道株式会社(自動車部)、高槻市自動車運送事業、北港観光バス株式会社、日本キャリア観光株式会社、はやぶさ国際観光バス株式会社
兵庫	3	尼崎交通事業振興株式会社、山陽バス株式会社、阪急バス株式会社(伊丹営業所)
奈良	1	奈良交通株式会社
和歌山	10	南海りんかんバス株式会社、和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社、有田交通株式会社、大十バス株式会社、有田鉄道株式会社、中紀バス株式会社、龍神自動車株式会社、明光バス株式会社、熊野御坊南海バス株式会社
鳥取	2	日本交株式会社、日ノ丸自動車株式会社
島根	4	石見交通株式会社、六日市交通湧現会社、出雲一畑交通株式会社、奥出雲交通株式会社
岡山	4	中鉄バス株式会社、両備ホールディングス株式会社、下津井電鉄株式会社、加茂観光バス有限会社
広島	14	広島電鉄株式会社、広島バス株式会社、広島交通株式会社、株式会社中国バス、鞆鉄道株式会社、備北交通株式会社、因の島運輸株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、おのみちバス、株式会社フォーブル、さんようバス株式会社、江田島バス株式会社、(株)井笠バスカンパニー
山口	2	中国ジェイアールバス株式会社、船木鉄道株式会社
香川	1	琴参バス株式会社
愛媛	5	伊予バス株式会社、瀬戸内運輸株式会社、野村ツーリスト有限会社、瀬戸内海交通株式会社、いずみ観光株式会社
高知	2	とさでん交通株式会社 棧橋営業所、とさでん交通株式会社 高岡営業所
福岡	1	堀川バス株式会社
佐賀	3	昭和自動車株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、佐賀市交通局
長崎	2	長崎自動車(株)、(有)富川運送
熊本	4	熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社
大分	9	大分バス株式会社 バス運行本部整備課、大分交通株式会社、亀の井バス株式会社、日田バス株式会社整備工場、大野竹田バス株式会社、国東観光バス株式会社、玖珠観光バス株式会社、大交北部バス株式会社、臼津交通株式会社
鹿児島	2	有限会社ジェイネットエクスプレス、村崎タクシー
沖縄	3	西表島交通株式会社、伊江島観光バス株式会社、沖縄バス株式会社
計	242	



## 【不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口 連絡先一覧表】

運輸局	運輸支局等担当		電話番号	運輸局	運輸支局等担当		電話番号
北海道運輸局 011-290-2752	札幌運輸支局	検査・整備・保安部門	011-731-7168	中部運輸局 「不正改造」 052-952-8042 「黒煙」 052-952-8044	静岡運輸支局	検査・整備・保安部門	054-261-7622
	函館運輸支局	検査・整備・保安部門	0138-49-8864		岐阜運輸支局	検査・整備・保安部門	058-279-3715
	室蘭運輸支局	検査・整備・保安部門	0143-44-3013		福井運輸支局	検査・整備・保安部門	0776-34-1603
	帯広運輸支局	検査・整備・保安部門	0155-33-3282	近畿運輸局 06-6949-6453	大阪運輸支局	検査・整備・保安部門	072-822-4374
	釧路運輸支局	検査・整備・保安部門	0154-51-2523		京都運輸支局	検査・整備・保安部門	075-681-9764
	北見運輸支局	検査・整備・保安部門	0157-24-7633		奈良運輸支局	検査・整備・保安部門	0743-59-2153
	旭川運輸支局	検査・整備・保安部門	0166-51-5363		滋賀運輸支局	検査・整備・保安部門	077-585-7252
東北運輸局 022-791-7534	宮城運輸支局	検査・整備・保安部門	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	検査・整備・保安部門	078-453-1103
	福島運輸支局	検査・整備・保安部門	024-546-0345 (ダイヤルイン2)		中国運輸局 082-228-9142	広島運輸支局	検査・整備・保安部門
	岩手運輸支局	検査・整備・保安部門	019-637-2912	鳥取運輸支局		検査・整備・保安部門	0857-22-4110
	青森運輸支局	検査・整備・保安部門	017-715-3320	島根運輸支局		検査・整備・保安部門	0852-37-2138
	山形運輸支局	検査・整備・保安部門	023-686-4711 (ダイヤルイン2)	岡山運輸支局		検査・整備・保安部門	086-286-8155
	秋田運輸支局	検査・整備・保安部門	018-863-5811 (ダイヤルイン2)	山口運輸支局	検査・整備・保安部門	083-922-5398	
関東運輸局 045-211-7254	東京運輸支局	検査・整備・保安部門	03-3458-9231 (ダイヤルイン4)	四国運輸局 087-802-6783	香川運輸支局	検査・整備・保安部門	087-882-1355
	神奈川運輸支局	検査・整備・保安部門	045-939-6800 (ダイヤルイン4)		徳島運輸支局	検査・整備・保安部門	088-641-4813
	埼玉運輸支局	検査・整備・保安部門	048-624-1835 (ダイヤルイン2)		愛媛運輸支局	検査・整備・保安部門	089-956-1561
	群馬運輸支局	検査・整備・保安部門	027-263-4440 (ダイヤルイン4)		高知運輸支局	検査・整備・保安部門	088-866-7313
	千葉運輸支局	検査・整備・保安部門	043-242-7336 (ダイヤルイン3)		九州運輸局 092-472-2537	福岡運輸支局	検査・整備・保安部門
	茨城運輸支局	検査・整備・保安部門	029-247-5348 (ダイヤルイン3)	大分運輸支局		検査・整備・保安部門	097-558-2577
	栃木運輸支局	検査・整備・保安部門	028-658-6123	長崎運輸支局		検査・整備・保安部門	095-839-4749
	北陸信越運輸局 025-285-9155	山梨運輸支局	検査・整備・保安部門	055-261-0882	佐賀運輸支局	検査・整備・保安部門	0952-30-7274
新潟運輸支局		検査・整備・保安部門	025-285-3125	熊本運輸支局	検査・整備・保安部門	096-369-3130	
長野運輸支局		検査・整備・保安部門	026-243-5525	宮崎運輸支局	検査・整備・保安部門	0985-51-3958	
富山運輸支局		検査・整備・保安部門	076-423-0892	鹿児島運輸支局	検査・整備・保安部門	099-261-9194	
中部運輸局	石川運輸支局	検査・整備・保安部門	076-208-6000	沖縄総合事務局 098-866-1837	陸運事務所	整備部門	098-875-0300
	愛知運輸支局	検査・整備・保安部門	052-351-5314				
	三重運輸支局	検査・整備・保安部門	059-234-8412				